

働く希望を持つすべての人の就業の促進 職業安定局総務課長 補佐 小宅 栄作

雇用情勢は、全体としては雇用情勢の改善が進んでいるものの、年齢別、地域別、雇用形態別にみると、依然として厳しさも残っているところがあります。

このような情勢の中、次のとおり、職業安定局においては、働く希望を持つすべての人の就業に向けた雇用対策を推進しています。

1 新たなチャレンジを目指す若者等への支援

新卒採用が特に厳しい時期、いわゆる就職氷河期に正社員となれず、フリーターにとどまっているいわゆる年長フリーター等に対する常用就職支援(フリーター25万人常用雇用化プラン等)を推進するほか、若者の応募機会の拡大に係る法的整備等に取り組んでいます。

また、子どもを持ちながら就職活動をしたり、就業を希望しながら求職活動を行っていない女性が沢山おられることから、これらの方々の個々の事情に応じて職業相談等を行うマザーズハローワークの機能強化、全国展開に取り組んでいます。

さらに、リストラ等による退職者の再就職計画の策定の支援、早期再就職の緊要度が高い求職者に対する専任の支援員による一貫した就職支援等、求職者の個々の状況に応じたきめ細かな就職支援に取り組んでいます。

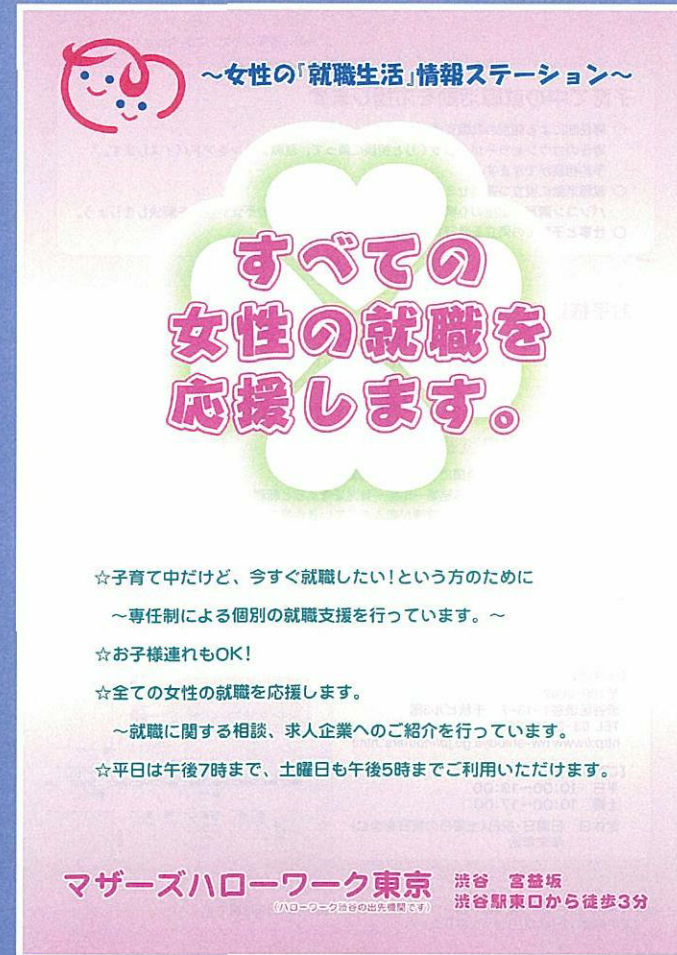
このほか、福祉施策と連携し、生活



●筆者



●若チャレポスター



●マザーズハローワーク広告



保護受給者等に対する就職支援について取り組んでいます。

2 公正かつ多様な働き方の実現

全体の雇用情勢には改善が見られるものの、正社員の有効求人倍率は0.6倍台にとどまっていることなどから、ハローワークにおいて、正社員就業の増大対策を推進しています。

また、育児休業の取得促進のために、育児休業給付の拡充、企業が育児休業取得支援対策を講ずることについての支援等に取り組んでいます。

さらに、派遣労働や製造業の請負事業の適正化等に取り組んでいます。

3 地域の活性化に向けた雇用創出等

雇用情勢が特に厳しい地域と雇用創造に向けた意欲が高い市町村等の地域による取組について支援を重点化するほか、求人企業が必要な人材を確保できるよう、求職者に魅力ある求人条件の提案等のコンサルティングサービスの充実等に取り組んでいます。